

令和6年1月から 選定療養費が変わります。

当院は、医療機関の機能の役割分担と連携を目的に、福岡県より「地域医療支援病院」の承認を受けました。それに伴い、下記のとおり選定療養費が変更となりますので、お知らせいたします。

◆初診時選定療養費

紹介状なしで当院を受診される場合

区分	令和5年12月31日まで	令和6年1月1日より
医科	1,650 円(税込)	7,000 円(税込)

◆再診時選定療養費

他の医療機関への紹介を受けたにもかかわらず、患者さんの都合により、再度当院を受診した場合が対象です。受診の都度、下記の金額をご負担いただきます。

区分	令和6年1月1日より
医科	3,000 円(税込)

次に該当する方は、選定療養費のご負担はありません。

- 他の保険医療機関からの紹介状をお持ちいただいた場合 ※接骨院・整骨院からの紹介状を除く
- 救急車で搬送された重篤な症例の方、または、救急搬送が必要と認められる場合
- 当院の診療科を継続的に受診されている方で、その診療科の医師が必要と認め、別の診療科へ院内紹介されて受診する場合 ※院内紹介なしで別の診療科へ受診する場合は、選定療養費をご負担いただきます
- 健康保険を使用しない場合〔労働災害、公務災害、交通事故、自費診療等〕
※保険証忘れによる自費診療を除く
- 検診(健診)等の結果により、精密検査の指示があり受診される場合
- 公費負担医療の受給対象者 ※こども医療、母子家庭等医療の助成制度を除く
- 生活保護制度による医療扶助を受ける場合

飯塚市立病院

管理者 武富 章